

三者技術検討会実施要領

第1 目的

近年における農業農村整備事業については、建設される構造物の安全性や耐久性などの一層の品質向上が求められている。

特に、土質条件や基礎地盤の状態が構造設計に影響する工事等については、施工前に現地の詳細な照査による施工条件の判定や、設計思想、施工上の留意事項等について事前に把握することが重要となっている。

このため、発注者と工事受注者（以下「施工者」という。）並びに当該工事に係る実施設計を行ったコンサルタント（以下「設計者」という。）が相互に確認し合うための「三者技術検討会」（以下「検討会」という）を設置し検討を行うことにより、施工管理の効率化と工事目的物の品質確保を図るものとする。

第2 対象とする工事

対象工事は、委託した設計成果を有する工事であり、次に示す（1）に該当し（2）のいずれかの要件を備えた工事とする。

（1）下記に示す工種を伴う工事であること。

- ① 橋梁工を有する工事
- ② 用排水機場を有する工事
- ③ 営農用水施設を有する工事（管路工事のみは除く。）
- ④ 地すべり対策工を有する工事
- ⑤ 大土工（大切盛土、長大のり面）を含む工事
- ⑥ 区画整理（換地を伴う。）で軟弱地盤、近接する工区との調整が必要な工事
- ⑦ 複雑な仮設構造物を伴う工事
- ⑧ その他必要と認められた工事

（2）下記に示す特別な条件に該当している工事であること。

- ① 高度な技術計算を要する構造物の工事
- ② 現地照査の結果により構造設計に影響が予想される工事
- ③ 土質条件や基礎地盤支持力等で不確定要素のある工事
- ④ 設計条件で不確定な要素を有している工事
- ⑤ 作業工程に制約がある工事
- ⑥ その他特殊な条件のある工事（新技術・新工法を用いる場合も含む。）

第3 検討会の構成員

検討会の構成員は、次を標準とする。

- ・ 発注者～工事監督員（主任監督員、監督員）、事業担当課職員等
- ・ 施工者～請負人（現場代理人、主任技術者、監理技術者等とし共同企業体についてはすべての構成員における技術者とする）
- ・ 設計者～当該工事に係る実施設計等（調査解析を含む。）を実施したコンサルタント（委託契約当時の管理技術者、担当技術者、照査技術者等）

なお、当該工事に係る施工管理等関連業務の受託者及び上記に掲げるもの以外の参加をさまたげるものではない。

第4 対象工事の決定

発注者は、検討会の対象とする工事を、発注前に決定するものとする。

第5 当該工事設計図書での明示

発注者は、対象となった工事について、設計図書（特記仕様書）にて、検討会の開催について明示するものとする。

第6 検討会の開催

1 開催時期等

原則として施工者による設計図書の照査及び現地調査の終了後に開催するものとする。開催の日程及び場所については、施工者が提案し、工事監督員が、設計者と調整を行うものとする。

2 開催通知

発注者は、1で調整された日程により、施工者及び設計者に対し開催通知を行うものとする。

3 検討会の進行及び検討事項等

検討会の進行は、事業担当課職員又は主任監督員が行い、検討事項等は、次のとおりとする。

(1) 設計図等と現地状況との整合性、設計思想及び施工上の留意事項

① 施工者による報告 ② 発注者による回答 ③ 設計者による説明

④ 三者による確認 ⑤ 設計・施工に係る意見交換

(3) 以降の検討会の開催の検討

第7 設計者との委託契約

当該工事に係る実施設計等（調査解析を含む。）の業務を受託していたコンサルタントとする。

なお、当該工事につき、対象となるコンサルタントが複数あり、いずれも検討会に参加することが必要と判断される場合は、各々のコンサルタントと契約を締結すること。

第8 その他

1 設計者又は施工者からの申し出による検討会の開催

発注者が検討会の対象としなかった工事においても、設計者又は施工者から申し出があったものについては、申し出た者の負担において検討会を開催することを可能とする。

なお、開催の手順については上記内容に準ずる。

2 この業務を実施する場合の事務手続きは、この要領に定めがあるものを除くほか、「業務委託事務処理要綱の制定について（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達）」の定めによるものとする。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成26年12月12日から施行する。